平成２９年（フ）第６０７８号
東京都荒川区荒川３丁目13―15―103
債務者　泉名　昌隆
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０８２号
東京都世田谷区等々力５丁目18―17―205
債務者　三田　光博
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０８７号
東京都荒川区西日暮里６丁目10―10―301
債務者　市村　那奈
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０８８号
東京都世田谷区桜１丁目19―８、住民票上の住所東京都足立区中央本町５丁目13―22―203
債務者　玉城　勇貴
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１０１号
千葉県流山市鰭ケ崎13―２―507
債務者　青木健太郎
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８４号
東京都小平市中島町27番205号
債務者　吉田　　章
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６７２号
東京都昭島市拝島町１丁目16番29号
債務者　前田　武也
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４６号
長崎県島原市有明町大三東丙421番地１、旧住所長崎県雲仙市国見町多比良戊1119番地
債務者　鈴木　利春
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第１６４７号
神奈川県藤沢市下土棚1985番地の２　エクセル湘南106号室
債務者　奥山　正勝
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７７３号
横浜市磯子区広地町７番12―104号
債務者　湯尾　留治
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７８４号
東京都あきる野市野辺126番地11キョーワハウス秋川307号
債務者　小野美奈子
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７５６号
神奈川県大和市上草柳７丁目10番23号　サニーハイツ第３　102号
債務者　横澤久美子
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７７８号
横浜市南区万世町２丁目21番地３　ラディエンス関内南205号
債務者　長谷川友恵
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

免責許可決定

平成２８年（フ）第２０７１号
札幌市北区拓北１条４丁目７番10―201号、申立時の住所札幌市東区北23条東８丁目２番24号　森田ハイツ103号
破産者　杉澤　　巧
1　決定年月日　平成29年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８０２号
北海道恵庭市島松寿町２丁目14番地６　（ロピア寿H号）
破産者　石塚　知美
1　決定年月日　平成29年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８０３号
北海道恵庭市島松寿町２丁目14番地６　（ロピア寿H号）
破産者　石塚　愛永
1　決定年月日　平成29年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２７号
札幌市西区発寒３条２丁目１番19号　メゾンドプチ　２階　B－２号
破産者　広井　弘代（旧姓松本）
1　決定年月日　平成29年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３８号
札幌市白石区平和通11丁目南３番16号　カーサ平和通103号
破産者　久保　和正
1　決定年月日　平成29年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部